

山梨県公報

第百六十七号

令和三年

二月十八日

木曜日

目次

○道路の供用開始	五一
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	五一
○一般競争入札について	五一
○指名競争入札について	五三
○大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出	五四
○随意契約の相手方の決定について	五五
○国土調査の成果の認証(三件)	五五
○基本測量の実施	五六
○開発行為に関する工事の完了について	五六
○教育委員会	五六
○博物館の登録に関する規則	五六
○公安委員会	五六
○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	五八

告示

山梨県告示第四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和三年三月十一日まで一般の縦覧に供する。

令和三年二月十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	延長(メートル)	供用開始の期日
路線名		
区間		

公告

●特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

令和三年二月十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 申請のあった年月日 令和三年二月四日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
1 名称 特定非営利活動法人 We Are
2 代表者の氏名 廣瀬政光
3 主たる事務所の所在地 山梨県韮崎市岩下千二百三十二番地
4 定款に記載された目的 この法人は、障害児者及び高齢者に対して、自立した生活を送るための支援に関する事業を行い、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 縦覧期間 令和三年二月九日から同年三月九日まで

●一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年二月十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする役務の名称及び数量

(一) 名称 行政手続電子化業務委託

(二) 数量 一式

2 調達をする役務の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 履行期間 契約締結日から令和四年一月三十一日まで

4 履行場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所屬 山梨県総務部情報政策課

三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

2 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて同項の規定により定められた期間を経過していないもの

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

4 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

5 営業に關し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和三年三月十五日（月）まで（山梨県の休日を含め）を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。

郵便番号四〇〇一八五〇 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報

政策課
五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日から令和三年三月十五日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで、四三に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。

2 入札説明書の交付方法

(一) この公告の日から令和三年三月十五日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四三に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する者は、事前に六八(三)の問合せ先に電話連絡すること。

(二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、令和三年三月十五日（月）午前十時までに六八(三)の問合せ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和三年三月三十日（火）午後一時三十分

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階マルチメディアルーム

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課宛に令和三年三月二十九日（月）午後五時までに到着するよう送付すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に關して不正の行為があつたとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によつて必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

- 2 入札保証金 免除
 - 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、山梨県財務規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 4 違約金の有無 有
 - 5 最低制限価格の有無 無
 - 6 前払金の有無 無
 - 7 契約書作成の要否 要
 - 8 その他
- (一) 落札者が契約締結までの間に三から六までのいずれかに該当する者となった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。
- (二) 詳細は、入札説明書による。
- (三) 問合せ先 山梨県総務部情報政策課（電話〇五五―二三―一四一八）

※ Summary

- 1 Nature and amount of services required: Digitization of Administrative Procedures 1 set
- 2 Date and time for tender: 1:30PM March 30, 2021
- 3 Bureau in charge: Information Policy Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1418

● 指名競争入札について

次のとおり指名競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年二月十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 指名競争入札に付する事項

- 1 調達をする役務の名称及び数量
- (一) 名称 ネットワーク端末のセキュリティ管理等業務

(二) 数量 一式

- 2 調達をする役務の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 履行期間 令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで
 - 4 履行場所 知事が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県総務部情報政策課
- 三 指名競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の十一第一項において準用する同令第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者
- 2 地方自治法施行令第百六十七条の十一第一項において準用する同令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同令第百六十七条の十一第一項において準用する同令第百六十七条の四第二項の規定により定められた期間を経過していないもの
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第百六十七条の十一第一項において準用する同令第百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

- 4 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- 5 営業に關し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
- 6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

四 指名されるために必要な要件

- 1 本業務を迅速かつ確実に履行できる体制が整備されている者であること。
- 2 県のネットワーク及びセキュリティ対策を熟知している者であること。

五 指名競争入札の参加資格の審査

- 1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和三年三月十九日（金）まで（山梨県の休日を含め、この公告の日の翌日から令和三年三月十九日（金）まで（山梨県の休日）を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）
- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

- 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。
郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課
- 4 審査の免除 1から3までにかかわらず、現に有効な指名競争入札の参加資格を有している者は、この五において定める審査を受けることを要しない。
- 六 入札手続等
 - 1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和三年三月五日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から午後五時まで、53に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。
 - 2 入札説明書の交付方法
 - (一) この公告の日の翌日から令和三年三月五日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、53に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する者は、事前に七九(三)の間合せ先に電話連絡すること。
 - (二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、令和三年三月一日(月)午前十時までに七九(三)の間合せ先に電話連絡すること。
 - 3 入札及び開札の日時及び場所
 - (一) 日時 令和三年三月三十日(火) 午前十時
 - (二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階マルチメディアルーム
 - 4 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課宛に令和三年三月二十九日(月)午後五時までに到着するように送付すること。
 - 5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
 - (一) 指名競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - (二) この公告に係る指名競争入札に関して不正の行為があったとき。
 - (三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
 - (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。
 - 6 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)第二百一十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 七 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (一) 言語 日本語
 - (二) 通貨 日本国通貨
 - 2 入札保証金 免除
 - 3 契約保証金 免除
 - 4 違約金の有無 有
 - 5 最低制限価格の有無 無
 - 6 前払金の有無 無
 - 7 契約書作成の要否 要
 - 8 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。
 - 9 その他
 - (一) 落札者が契約締結までの間に三1から6までのいずれかに該当する者となった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。
 - (二) 詳細は、入札説明書による。
 - (三) 問合せ先 山梨県総務部情報政策課(電話〇五五―二三三―一四一九)
- ※ Summary
- 1 Nature and amount of services required: Yamanaishi Prefectural Government PC Network Maintenance and Security Management Package (complete package)
 - 2 Date and time for tender: 10:00AM March 30, 2021
 - 3 Bureau in charge: Information Policy Division, General Affairs Department, Yamanaishi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanaishi 400-8501 Japan TEL 055-223-1419
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和三年二月十八日
- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名 株式会社東京さえき 代表取締役
役 半田宗晴

2 住所 東京都国立市西一丁目十一番地の六

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 おかじま甲西食品館

(二) 所在地 山梨県南アルプス市古市場字東小沢四十九外

2 廃止前の店舗面積の合計 二千五百十六平方メートル

3 廃止後の店舗面積の合計 零平方メートル

4 店舗面積の合計を千平方メートル以下に変更する日 令和三年二月一日

三 届出年月日 令和三年一月二十九日

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年二月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る役務

(一) 名称 やまなしグリーン・ゾーン認証観光施設周遊首都圏PR業務

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県観光文化振興課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日 令和二年八月十二日

四 随意契約の相手方

(一) 名称 株式会社読売広告社

(二) 住所 東京都港区赤坂五丁目二番二十号

五 契約金額 五千八百六十七万四千円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 事業者独自の企画提案によるものであるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三

百七十二号）第十一条第一項第一号該当）。

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和三年二月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 調査を行った者の名称 身延町

二 調査を行った時期 平成二十七年四月十三日から平成二十九年三月三十一日まで

三 成果の名称 地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域 南巨摩郡身延町大字宮木の一部

五 認証年月日 令和三年二月十日

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和三年二月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 調査を行った者の名称 身延町

二 調査を行った時期 平成十九年五月十七日から平成二十一年三月三十一日まで

三 成果の名称 地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域 南巨摩郡身延町大字梅平の一部

五 認証年月日 令和三年二月十日

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和三年二月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 調査を行った者の名称 富士河口湖町

二 調査を行った時期 平成九年六月十二日から平成二十八年九月二十日まで

三 成果の名称 地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域 南都留郡富士河口湖町大字富士ヶ嶺の一部

五 認証年月日 令和三年二月十日

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和三年二月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量（地殻変動補正パラメータ測量）
- 二 測量の地域 山梨県全域
- 三 測量の期間 令和三年三月一日から同年三月三十一日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年二月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町船津字中八本木二千六百六十番一、二千六百六十一番一、二千六百六十二番、二千六百六十三番一、二千六百六十八番、二千六百六十九番二、二千六百七十九番五、二千六百七十九番七、二千六百七十九番八、二千六百七十九番十及び二千六百七十九番十一並びに字沼七千八百八十七番一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡富士河口湖町船津六千七百八十四番地一 株式会社ケイテック 代表取締役 馬路久史

教育委員会

山梨県教育委員会規則第一号

博物館の登録に関する規則を次のように定める。

令和三年二月十八日

山梨県教育委員会

教育長 斉 木 邦 彦

博物館の登録に関する規則

（登録申請）

第一条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第十条の

規定による登録を受けようとする者は、法第十一条第一項各号に掲げる事項を記載した書面及び同条第二項に規定する書類を添付した登録申請書を、山梨県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に提出しなければならない。

（登録）

第二条 県教育委員会は、前条の規定による登録の申請を受理した場合においては、すみやかに法第十二条の規定による処理をしなければならない。

（登録原簿）

第三条 博物館登録原簿は、別記様式による。

（登録事項等の変更）

第四条 博物館の設置者は、第一条の規定により提出した書面及び添付書類の記載事項について変更があったときは、その旨をすみやかに県教育委員会に届け出なければならない。

（博物館の廃止）

第五条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、その事由の生じた日から二十日以内に、廃止の年月日、廃止の理由及び廃止後の処置を記載した書面により、県教育委員会に届け出なければならない。

（公示）

第六条 県教育委員会は、法第十条の規定による登録をしたとき、法第十四条第一項の規定による登録の取消をしたとき及び法第十五条第二項の規定による登録の抹消をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（附則）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

備考	所在地	名称	※設置者の名称及び住所	事項		
				登録番号	年月日	登録
				第 号	年 月 日	録
					年 月 日	録 変 更
					年 月 日	録 変 更

※ 公立博物館の場合には設置者の名称のみ記入し、私立博物館の場合には設置者の名称及び住所をともに記入のこと。

摘要

公安委員会

山梨県公安委員会告示第二十号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

令和三年二月十八日

山梨県公安委員会

委員長 武田 信彦

別表第一中

三〇五	甲府市飯田二丁目二四番四号先 (市道同士の丁字路交差点)	長松寺橋東	令和二年一月三〇日 告示第六号
-----	---------------------------------	-------	--------------------

三〇五	甲府市飯田二丁目二四番四号先 (市道同士の丁字路交差点)	長松寺橋東	令和二年一月三〇日 告示第六号
三〇六	甲府市宝一丁目四番三号先 (市道同士の十字路交差点)	横沢ガード南	令和三年二月一八日 告示第二〇号

一一六	中巨摩郡田富町西花輪浅原橋東 詰(県道韮崎形豊富線と県道 甲府市川大門線昭和バイパス終 点との交差点)	浅原橋東詰	五三・八・一七 告示第三四号
-----	--	-------	-------------------

一一六	中央市白井阿原一、五四〇番地 四先(主要地方道韮崎南アルプ ス中央線と主要地方道甲府市川 三郷線と市道との十字路交差点)	浅原橋東詰	令和三年二月一八日 告示第二〇号
-----	---	-------	---------------------

三九五 中央市白井阿原八八九番地一先 中央市役所南 令和三年二月一八日

(市道同士の十字路交差点) 告示第五号

三九五	中央市白井阿原八八九番地一先 (市道同士の十字路交差点)	中央市役所南	令和三年一月二二日 告示第五号
三九六	甲府市上今井町七五三番地先	上今井町西	令和三年二月一八日 告示第二〇号
三九七	中巨摩郡昭和町河東中島七二三 番地三先(町道と農道との十字 路交差点)	築地新居南	令和三年二月一八日 告示第二〇号

八六	塩山市上於曾一、〇三八番地先 (国道四一―号と県道塩山市川 大門線との交差点)	市役所西	四六・九・二〇
----	---	------	---------

八六	甲州市塩山上於曾一、〇三八番 地先(主要地方道塩山勝沼線と 市道との丁字路交差点)	甲州市役所前	令和三年二月一八日 告示第二〇号
----	---	--------	---------------------

一七八	南都留郡富士河口湖町精進五一 四番地八先(国道一三九号と県 道精進湖畔線との十字路交差点)	精進湖民宿村 入口	令和二年二月二七日 告示第一六号
-----	---	--------------	---------------------

一七八	南都留郡富士河口湖町精進五一 四番地八先(国道一三九号と県 道精進湖畔線との十字路交差点)	精進湖民宿村 入口	令和二年二月二七日 告示第一六号
一七九	南都留郡忍野村忍草一、四〇五 番地先(県道山中湖忍野富士吉 田線と村道との丁字路交差点)	土橋	令和三年二月一八日 告示第二〇号

に改める。

別表第三の六一四の項を次のように改める。

六一四	削除			甲府	令和三年二月一日 告示第二〇号
-----	----	--	--	----	--------------------

別表第六の二八の項を次のように改める。

二八	削除			甲府	令和三年二月一日 告示第二〇号
----	----	--	--	----	--------------------

別表第六の八三三の項の次に次のように加える。

八三三	市道	甲府市宝一丁目五番一五号先(市道同士の十字路交差点)	南進する車両	終日	甲府	令和三年二月一日 告示第二〇号
八三四	市道	甲府市宝一丁目四番六号先(市道同士の十字路交差点)	北進する車両	終日	甲府	令和三年二月一日 告示第二〇号

別表第十の五一〇の項を次のように改める。

五一〇	国道三 五八号	甲府市上今井町七五三番地先		一	南甲府	令和三年二月一日 告示第二〇号
-----	------------	---------------	--	---	-----	--------------------

別表第十の一、〇二五の項を次のように改める。

一、〇二五	市道	笛吹市八代町竹居一、二〇九番地一先		一	笛吹	令和三年二月一日 告示第二〇号
-------	----	-------------------	--	---	----	--------------------

別表第十の二、三九五の項を次のように改める。

二、三九五	国道二 〇号	甲斐市志田六六四番地先		五	斐崎	令和三年二月一日 告示第二〇号
-------	-----------	-------------	--	---	----	--------------------

別表第十の二、四二四の項を次のように改める。

二、四二四	削除				甲府	令和三年二月一日 告示第二〇号
-------	----	--	--	--	----	--------------------

別表第十の二、九五八の項を次のように改める。

二、九五八	市道	中央市白井阿原一、五四〇番地四先		一	南甲府	令和三年二月一日 告示第二〇号
-------	----	------------------	--	---	-----	--------------------

別表第十の三、二〇八の項を次のように改める。

三、二〇八	市道	甲府市宝一丁目四番地三先		四	甲府	令和三年二月一日 告示第二〇号
-------	----	--------------	--	---	----	--------------------

別表第十の五、一九〇の項を次のように改める。

五、一九〇	市道	中央市白井阿原二〇五番地一先		四	南甲府	令和三年二月一日 告示第二〇号
-------	----	----------------	--	---	-----	--------------------

別表第十の五、六二六の項の次に次のように加える。

五、六二七	市道	甲斐市志田六七六番地一先		一	斐崎	令和三年二月一日 告示第二〇号
五、六二八	町道	南都留郡富士河口湖町船津三、四八七番地八先		一	富士吉田	令和三年二月一日 告示第二〇号
五、六二九	町道	南都留郡西桂町下暮地九一六番地八先		一	大月	令和三年二月一日 告示第二〇号

別表第十四の三八四の項を次のように改める。

三八四	市道	甲府市朝日五丁目七番九号先(横沢通り北交差点)から甲府市朝日三丁目八番四一号先(朝日三交差点)までの両側	車両(けん引③を除く)	三〇	甲府	令和三年二月一日 告示第二〇号
-----	----	--	-------------	----	----	--------------------

別表第十四の五六二の項を次のように改める。

五六二	市道	富士吉田市松山一丁目四番六六号先	車両(けん引)	三〇	富士吉田	令和三年二月一日 告示第二〇号
-----	----	------------------	---------	----	------	--------------------

